

身体障害者手帳交付申請に必要なもの（ごあんない）

1. 申請書

2. 診断書 所定の様式で、指定医師が書いたもの。

＜作成日から3か月以内のもの＞

※指定医師については、障害福祉課窓口または豊中市ホームページで確認してください。

（医療機関には事前に電話などで連絡し、受診日をご相談の上、受診してください。）

※紛失・破損による再交付申請の際は、診断書は不要です。

3. 写真 たて4cm×よこ3cm，脱帽・上半身のもの1枚

＜原則として1年以内に撮ったもの＞

※写真専用の用紙に印刷されたもの

※インスタント写真は不可

4. 手帳 すでに身体障害者手帳をお持ちの方のみ。

※郵送で申請する場合は、手帳のコピーを同封してください。

5. 本人のマイナンバーのわかるもの 新規申請 または 転入申請の場合のみ

※通知カード、マイナンバーカード、マイナンバーが記載された住民票 など

申請から手帳交付まで、おおむね1か月ほどかかりますが、豊中市社会福祉審議会に諮問された場合はさらにかかることがあります。

（その場合は、別途、審議会からの答申予定時期をお知らせします。）

また、手帳を申請される方の世帯全員が市民税非課税の場合、診断書の費用を助成する制度があります。申請を希望される場合は、診断書の領収書（原本）、申請者名義の銀行口座のわかるもの（通帳・キャッシュカードなど）、をご持参いただき、障害福祉課窓口までお越しください。

（申請・問合せ先）

〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号

豊中市障害福祉課（市役所第二庁舎1階）

TEL：06-6858-2748 FAX：06-6858-1122

裏面もご確認ください

**本人以外が窓口で身体障害者手帳を受領する場合は、
委任状及び身分確認書類が必要です。**

- ① 委任状（様式指定はありません。）
- ② 受領者の身分確認書類

－顔写真つき証明書－（いずれか 1 点）

☐ マイナンバーカード ☐ 運転免許証 ☐ 障害者手帳 など

－顔写真のない証明書－（いずれか 2 点）

☐ 健康保険証 ☐ 年金手帳 など

－登記事項証明書（後見人、保佐人等の場合）（1 点のみ）